

Public Information Furubira

2019[令和元年]

広
報

ふるびら



目次	海のまちクリニックのスタッフ紹介	2
	消費税増に伴う各種料金の改定	4
	古平町人事行政の公表	6
	各種お知らせ	9
	社会を明るくする運動	10
	町の出来事	12
	国や道からのお知らせ	14
	本の海より・いきいきほのぼの文芸	15

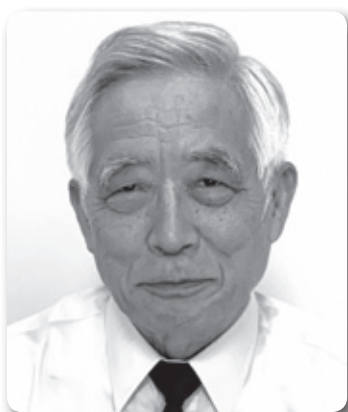
7月17日 浜町お達者クラブ（ふまねっと）

古平町立診療所 海のまちクリニック スタッフ紹介



今年の4月から古平町直営となった『古平町立診療所海のまちクリニック』。診療は北海道社会事業協会（協会病院）の協力で現在8名の医師が輪番で従事しています。また院内で薬剤師が調剤業務を行い、利便性が向上しました。今月号では医師や薬剤師、診療放射線技師をご紹介します。

医師をご紹介します



所長 くさの みつお
草野 満夫

古平町の皆さん、こんにちは。
本年4月より、余市協会病院と小樽協会病院を中心とした医療チームが古平町の診療所「海のまちクリニック」で診療にあたっています。
これには“後志の医療は我々で支える”という北海道社会事業協会吉田秀明理事長（余市協会病院院長）の地域医療に対する強い思いがあります。
健康診断、診療を通して元気いっぱいの子どもたちや、活気にあふれるシニアの皆さんに接し、貞村町長の掲げる“住みよい、やすらぎの郷、ふるびら”を実感しています。
皆さんの健康を守り、さらなる町の発展に貢献出来れば幸いです。

所長 草野 満夫

☆社会福祉法人 北海道社会事業協会 余市病院 臨床統括部長

☆釧路労災病院 名誉院長

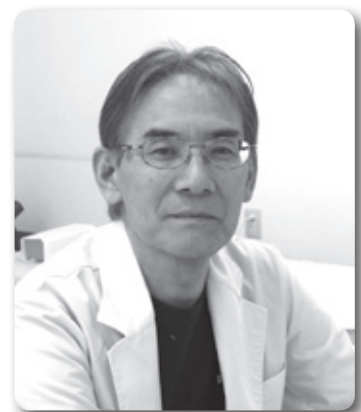
☆環太平洋外科系学会日本支部会 名誉理事長

（旭川医科大学講師 昭和大学医学部教授
環太平洋外科系学会日本支部会理事長など歴任）

よしだ ひであき
吉田 秀明 医師

かきのき しげお
柿木 滋夫 医師

すみた しんぞう
住田 臣造 医師



☆社会福祉法人

北海道社会事業協会 理事長

余市病院 院長

日本外科学会専門医

日本消化器外科学会専門医

日本胸部外科学会認定医

北海道災害医療コーディネーター

☆社会福祉法人 北海道社会事業協会

小樽病院 院長

日本内科学会総合内科専門医

日本循環器学会専門医

日本臨床薬理学会指導医

アメリカ高血圧学会会員

日本高血圧学会指導医

日本心臓病学会心臓病上級臨床医

心臓リハビリテーション指導士

☆社会福祉法人北海道社会事業協会

余市病院 副院長

日本麻酔科学会指導医

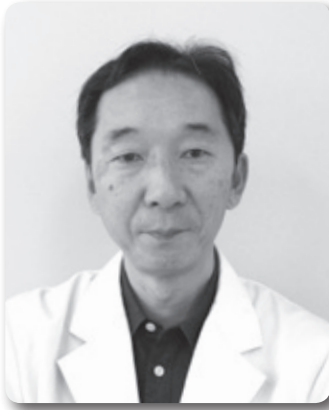
日本集中治療医学会専門医

日本救急医学会専門医

日本航空医療学会指導医

日本統括DMT隊員

しんどう がく 進藤 学 医師



☆社会福祉法人
北海道社会事業協会
小樽病院 診療部長
日本外科学会認定医・専門医
検診マンモグラフィ
読影認定医

よこやま かずゆき 横山 和之 医師



☆社会福祉法人
北海道社会事業協会
小樽病院 外科部長
日本外科学会認定医・専門医
日本癌治療認定医機構
がん治療認定医
日本医師会認定産業医
日本静脈経腸栄養学会
認定医
日本救急医学会 ICD 認定

やまもと わり 山本 和利 医師



☆松前町立松前病院
病院事業管理者
☆札幌医科大学名誉教授
(京都大学医学部講師
札幌医科大学教授など歴任)
日本内科学会総合内科
専門医
日本糖尿病学会
研修指導医・専門医
日本プライマリ・ケア
連合学会認定医・指導医

いしい こうじ 石井 浩二 医師



☆北海道脳神経外科記念病院
心臓血管外科部長
日本外科学会専門医

薬剤師・診療放射線技師をご紹介します

おぬき ちゅう 小貫 中 薬剤師



☆経歴
有限会社 まるやまいちば薬品創業
株式会社 北海道ファルマ設立
代表取締役
株式会社 グランドスラムなの花薬
局設立・代表取締役
株式会社 北海道医薬総合研究所
代表取締役

うえみず たつや 上水 達也 薬剤師



☆経歴
中山病院・麻生内科クリニック
医療法人使徒ルカ会
手稲ルカ病院
株式会社 なの花北海道
株式会社 メディカルネット
ワーク 石垣市 美ら島薬局

レントゲンは、私たち診療放射線技師
チームにお任せ下さい！



★社会福祉法人 北海道社会事業協会
余市病院 診療放射線科 (左から)
(左上) 工藤 慶太 技師
(右上) 科長 信成 浩司
(左下) 加藤 達也 技師
(右下) 本村 晃子 技師

◇お問合せ先 町立診療所海のまちクリニック ☎ 42-2135

令和元年10月1日から

消費税引き上げに伴い 上下水道料金など改定へ



10月1日から消費税が8%から10%へと変更になります。町では公共料金の見直し検討委員会を設置し、収支状況の確認、利用料金の推計及び料金改定パターンの検討を行いました。以前は、類似施設や近隣町村の料金を参考に金額設定を行っておりましたが、今回の改定ではフルコスト原則（※運営するのに必要な金額に固定費と一定率の利益を加算して料金を算定する方式）による明確な料金算定基準で公平性及び適正な負担などを考慮した料金設定としました。変更前と変更後の金額は下表のとおりです。

※ 町民の皆さまには、ご理解ご協力をお願いいたします。

上水道料金

用途		改定後	改定前
一般用	基本料金	2,300	2,200
	1 m ³ あたり	280	270
団体用	基本料金	6,440	6,150
	1 m ³ あたり	335	320
営業用	基本料金	7,800	7,450
	1 m ³ あたり	310	298
浴場用	基本料金	16,605	15,850
	1 m ³ あたり	235	225
工業用	基本料金	17,160	16,380
	1 m ³ あたり	335	320
臨時用	基本料金	690	660
	1 m ³ あたり	690	660
船舶用	基本料金	350	335
	1 m ³ あたり	350	335

※1001m³以上使用時は改定後190円改定前185円
◇お問合せ先 役場建設水道課管理係 ☎42-2181

下水道料金

用途		改定後	改定前
一般用	基本料金	1,675	1,600
	1 m ³ あたり	205	200
営業・団体用	基本料金	4,680	4,470
	1 m ³ あたり	240	230
浴場用	基本料金	12,065	11,520
	1 m ³ あたり	165	160

◇お問合せ先 役場建設水道課管理係 ☎42-2181

し尿収集料金

用途		改定後	改定前
収集料	基本料金	1,364	1,339
	20m ³ あたり	136	134

◇お問合せ先 北後志衛生施設組合 ☎22-4489

古平家族旅行村

対象施設等		改定後	改定前
入村料	一般	600	500
	高校生以下	400	300
ケビンA型	宿泊	11,000	10,000
	休憩	1,100	1,000
ケビンB型	宿泊	13,000	12,000
	休憩	1,300	1,200
キャンプ施設	1泊	1,100	1,000

※この他各種使用料も改定
◇お問合せ先 古平家族旅行村 ☎42-4200

日本海ふるびら温泉しおかぜ

対象施設等		改定後	改定前
入館料(大人)	1回券	550	500
	11回券	—	5,000
	12回券	6,000	—
入館料(小人)	1回券	250	200
	11回券	—	2,000
	12回券	2,500	—
家族風呂	1時間	1,100	1,000

◇お問合せ先 日本海ふるびら温泉しおかぜ ☎42-2290

パークゴルフ場

利用者等		改定後	改定前
利用料(大人)	町民	400	300
	町民外	600	500
利用料(小人)	町民	200	100
	町民外	300	200
用具	一式	200	100

◇お問合せ先 パークゴルフ場 ☎42-3003

最大5000円お得！！

低所得者・子育て世帯対象 古平町プレミアム付 商品券販売のお知らせ！！

消費税率10%への引き上げに伴う家計に与える負担の緩和や地域の消費を下支えするために、プレミアム付き商品券を発行します！

■購入できる方■

- ①低所得者 町民税非課税者（課税基準日平成31年1月1日）
※町民税非課税者でも、町民税課税者と生計が同一の配偶者や扶養親族、生活保護者等は対象外です。
- ②子育て世帯 平成28年4月2日～令和元年9月30日に生まれた子が属する世帯主
※対象期間中のお子様は2名いる場合、対象者は2名です。

■購入限度額■

1名につき2万円で2万5000円分の商品券が購入できます。
※1回4000円で最大5回まで分けて購入することもできます。

■購入方法■

- ①低所得者 8月中に町民税非課税者の方に申請書が届きます。
- ②子育て世帯 9月中に対象者に購入引換券が届きます。

■使用可能店舗■

町内各店舗を予定しています。
※現在、使用可能店舗を募集しており、決定次第お知らせします。

■引き換え期間■

令和元年10月1日～令和2年2月29日

■使用期限■

令和元年10月1日～令和2年3月31日

■商品券購入までの流れ■



対象者	8月	9月	10月以降
①低所得者	申請書が届きます → 役場に申請書を出します → 役場で審査をします	対象者に購入引換券が届きます	購入引換券を持ち役場で商品券を購入します
②子育て世帯	役場での審査はありませんので、申請書の提出は必要ありません。		

◇お問合せ先 役場町民課社会福祉係 ☎42-2181（内線57）

町の人事行政の 運営などの状況を 公表します！

古平町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第7条の規定に基づき、平成30年度の人事行政の運営などの状況を公表します。

1 職員数の任免および職員数に関する状況

(1) 平成30年度の採用と退職の状況

職種	採用	退職		
		定年	勸奨	自己都合
一般行政職	2人	2人	0人	1人

(2) 職員数の状況と主な増減理由

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	29年度	30年度		
一般会計	67	66	△1	欠員不補充
特別会計	8	7	△1	
合計	75	73	△2	—

2 職員の給与について

(1) 人件費の状況（平成30年度一般会計決算見込）

歳出額	人件費	人件費率	(参考)
A	B	B/A	28年度人件費率
32億9100万円	5億3700万円	16.3%	12.8%

人件費とは

議員や委員の報酬、特別職の給与、職員給与、共済費、退職手当組合負担金などです

(2) 職員給与費の状況（平成30年度一般会計決算見込）

職員数	給与費				一人あたり給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
A	B				B/A
65	2億1946万円	3514万円	8471万円	3億3932万円	522万円

※千円以下切り捨て

職員給与費とは

毎月支給される給料・扶養手当・住居手当・通勤手当などの各種手当と民間の賞与（ボーナス）にあたる期末勤勉手当と冬期間の燃料手当にあたる寒冷地手当を合わせたものです※職員手当には退職手当組合負担金を含みません

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況

一般行政職

(平成30年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国ベース)
古平町	38.8歳	281,772円	300,956円	299,580円
北海道	44.2歳	326,697円	392,780円	369,963円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	40.5歳	291,314円	334,999円	317,269円

給与とは

給料に扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を加算したもので地方公務員給与実態調査から明らかにされているもの

(4) 職員の初任給及び経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成30年4月1日現在)

区分	初任給	経験年数			
		10年	20年	30年	
		一般行政職	大学卒	179,200円	250,300円
	高校卒	147,100円	220,000円	306,500円	361,133円

※職員の初任給は、職種、学歴、経験年数に基づき決定されます

国ベースとは

国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等が含まれていないため、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものの

(5) 特別職の給料月額等

(平成29年度)

区分	給料月額	期末手当支給割合		区分	給料月額	期末手当支給割合	
町長	65万円	6月 2.125月分 12月 2.275月分 計 4.4月分		副議長	19万3000円	6月 2.125月分 12月 2.275月分 計 4.4月分	
副町長	56万円			常任委員長	17万7000円		
教育長	51万5000円			議会運営委員長	17万7000円		
議長	24万円			議員	16万2000円		

(6) 職員の諸手当の状況**① 期末手当・勤勉手当**

(平成29年度)

区分	1人あたり 平均支給額	支給割合		加算措置の状況
		期末手当	勤勉手当	
古平町	123万円	2.6月分 (1.45月分)	1.8月分 (0.85月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 2.5~7.5%
北海道	167万円	2.6月分 (1.45月分)	1.8月分 (0.85月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算10~25%

※ () 内は再任用職員の場合

② 退職手当

(平成30年4月1日現在)

区分	勤続20年		勤続25年		勤続35年		最高限度額		定年前早期 退職特例措置
	自己都合	勸奨,定年	自己都合	勸奨,定年	自己都合	勸奨,定年	自己都合	勸奨,定年	
古平町	19.6695	24.5869	28.0395	33.2708	39.7575	47.7090	47.7090	47.7090	2~45%加算
国	19.6695	24.5869	28.0395	33.2708	39.7575	47.7090	47.7090	47.7090	2~45%加算

③ 時間外勤務手当

※単位 月分

	29年度決算	30年度決算見込
支給実績	958万1000円	1461万3000円
1人あたり平均支給年額	12万4000円	19万2000円

④ その他の手当

(平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・扶養親族たる子 10,000円 ・扶養親族たる子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間にある子 15,000円 ・配偶者及び子以外の扶養親族 6,500円
住居手当	家賃23,000円までの職員 12,000円との差額全額 家賃23,000円を超える職員 超える額の1/2に11,000円を加算した額(上限27,000円)
通勤手当	運賃全額支給限度額 55,000円 交通用具(自家用車等)使用者は、通勤距離に応じて支給
管理職手当	管理職員に対して、一律に月額50,000円
休日勤務手当	祝日等の休日に勤務した場合に1時間あたりの給与額の100分の135を支給

3 職員の勤務時間その他の勤務条件について**(1) 勤務時間の状況**

(平成30年4月1日現在)

始業	終業	休憩時間	閉庁日
8時45分	17時30分	60分間	土曜日・日曜日
			国民の祝日に関する法律に規定する休日
			12月31日から翌年1月5日までの間

(2) 休暇等の種類と内容

区分	内容
年次有給休暇	1年に20日で、20日以内の残日数を翌年のみ繰り越し可
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合
特別休暇 (主なもの)	結 婚 5日以内
	忌 引 死亡した親族の続柄により1~10日
	産前産後 出産予定日の8週間前の日から出産の日後8週間を経過する日まで
	夏季休暇 3日以内
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合には連続する2週間以上6月以内
育児休業	子が3歳に達するまでの期間

(3) 年次休暇(有給休暇)の取得状況(平成30年度)

総給与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
1350日	618日	68人	9.1日	45.8%

4 職員の分限及び懲戒処分について

(1) 分限及び懲戒処分の状況

区分	内容	処分状況
分限処分	勤務実績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合など、公務能率を維持することを目的として行われる不利益処分であり、免職・降任・休職・降給の四種類がある。	心身の故障による休職 3件
懲戒処分	職務上の義務違反、公務員としてふさわしくない非行がある場合などに、道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われる不利益処分であり、戒告・減給・停職・免職の四種類がある。	なし

5 職員のサービスの状況について

地方公務員法では、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定されています。また、法令及び上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などさまざまな義務や制限が課せられています。

6 職員の研修の状況について

(1) 研修の状況(平成30年度)

研修内容	受講者数
後志町村会研修(新採用)	3
後志町村会研修(2年目)	3
職員研修センター研修	1
法制執務研修(基礎・応用)	5
その他研修(空き家対策等)	2

職員の研修に関しては、「古平町職員の研修に関する要綱」において定められており、業務に必要な知識又は技術を習得させるため、毎年度当初に職員研修計画をたてて実施しています。

7 職員の福祉の状況について

地方公務員法に規定されている職員の福利厚生制度は、北海道市町村職員共済組合及び北海道市町村職員福祉協会が各市町村等と協力しながら実施しています。職員はすべて共済組合と福祉協会に加入しており、各種の福利厚生制度を利用しています。また、職員は公務員災害補償法に基づき、公務上や通勤途中での死亡・負傷・疾病などの災害に対する補償を受けることができます。

(1) 福祉の状況

区分	主な内容	
共済組合	短期給付	職員や家族の病気やけが、出産、死亡、休業、災害などの給付
	長期給付	退職後の年金を給付
	福祉	各種貸付、貯金、健診、保養施設運営などの事業
福祉協会	福利厚生	保養施設利用助成、入院一時金、出産祝金
	医療給付	退職後の職員のための医療費助成、入院見舞金、死亡弔慰金
	貸付	育英資金貸付、一般貸付
	生命共済	死亡・高度障害・医療入院などの保険事業

8 職員の利益の保護の状況について

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求や、不利益な処分についての不服申立てを行うことができます。公平委員会では要求を審査したり、不服申立てに対する裁決を行うなどの必要な措置を執ります。

(1) 平成30年度の後志管内公平委員会の状況

勤務条件に関する措置の要求の状況	なし
不利益処分に関する不服申し立ての状況	なし
職員の苦情処理相談の状況	なし

◇お問合せ先 役場総務課総務係 ☎42-2181

第44回ロードレース大会

◆開催日時 令和元年10月14日(月)

・受付 午前8時30分から

・開会式 午前10時

◆スタート場所

・古平町B&G海洋センター

(スポーツレクリエーション広場)

◆種目

・走るコース2・4・6・10・15km

(ただし幼児は保護者同伴で2km

小学生は4km・中学生は6kmまで)

・歩くコース 2km・4km

◆参加料

・大人1000円(高校生以下無料)

◆お問合せ先・申込先

・古平町B&G海洋センター

(大会事務局)

☎ 0135-42-2300

FAX 0135-42-2300

77歳以上の方へ
敬老会を開催します!!

○開催日時

令和元年9月11日(水)午前11時

○場所 文化会館太陽ホール

○対象者 数え年で77歳以上の方

(昭和18年12月31日以前に生まれ)

◆お問合せ先

役場保健福祉課 高齢者支援係

(元気プラザ内) ☎42-2182

年金生活者支援給付金制度が始まります(10月1日~)

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せされて支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは日本年金機構が実施します。

■対象者

①老齢基礎年金を受給している方

・65歳以上

・世帯員全員が町民税非課税

・年金や所得の合計が約88万円以下

※3つをすべて満たしていると対象

②障害基礎年金、遺族基礎年金受給者

・前年の所得が約462万円以下

■請求手続き

A 平成31年4月1日以前から年金を受給している方→対象者に日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬頃から届きます。

B 平成31年4月2日以降に年金を受給し始めた方→年金請求の手続きと併せて年金事務所が役場で請求手続きをしてください。

◆お問合せ先

給付金専用ダイヤル 0570-05-4092

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成31年4月分から令和2年3月分までの国民年金保険料は、月額16410円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書で、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、便利な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問を行い早期に納めていただくよう案内をしています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、役場窓口へご相談ください。

◆お問合せ先 小樽年金事務所 0134-65-5002

9月の休日当番病院

【医科】

当番医診療時間は9~17時

9月1日(日)

よいち整形外科クリニック

9月8日(日)

脳神経外科よいち港南クリニック

9月15日(日)

わたなべ内科医院

9月16日(月)

北郷耳鼻咽喉科医院

9月22日(日)

中島内科

9月23日(月)

勝田内科皮膚科クリニック

9月29日(日)

よいち北川眼科医院

※夜間については余市協会病院で急患に限り輪番で診療しております。

診療時間 午後6時~翌日午前7時

診療科目 内科、小児科、外科、整形外科

第69回「社会を明るくする運動」

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」

犯罪や非行のない安心安全な地域社会をつくる全国的な運動である「第69回社会を明るくする運動」が行われ、強調月間である7月に様々なイベントが行われました。



車両パレード

7月9日、北後志5町村や警察など約15台の車両によるパレードが実施されました。このパレードは、明るい社会を目指し、北後志5町村が一体となって各町村を回り普及啓発するものです。



メッセージ伝達のようす

パレードに併せて文化会館で、余市地区保護司会会長から内閣総理大臣メッセージが貞村町長に手渡されました。貞村町長は「地域全体で再犯防止の取り組みを行うことは素晴らしい」と話していました。



古平町住民集会

7月22日、文化会館で古平町住民集会が行われました。

会では、事前に小中学生から募集していた標語の優秀作品が発表されたほか、約70人の参加者は社会を明るくする運動について理解を深めるDVDを鑑賞しました。

優秀標語は応募総数151作品のうち27作品、優秀作文は応募総数15作品のうち3作品で、それぞれ本人が読み上げ、貞村町長から表彰状と記念品が手渡されました。



作品発表する児童たち

標語優秀作品

小学生

- ・ じょうずだね ほめられちゃった うれしいな 1年 立島 湊
- ・ けんかした ごめんといって なかなおり 1年 細川 直暉
- ・ ありがとう うれしくなる まほうのことば 1年 堀 仁太郎
- ・ こえをだし かんしゃのきもち ありがとう 2年 佐藤 大智
- ・ ならぶとき どうぞといって ゆずりあい 2年 谷内 羽空
- ・ ひろげよう みんなやさしく しんせつに 2年 堀 愛花
- ・ やさしさは かたい心 ほぐしてく 3年 瀧野 登
- ・ たすけ合い つながるころ あたたかい 3年 田口 絃夏
- ・ ありがとう 一つの言葉で 花がさく 3年 吉田健三郎
- ・ ありがとう みんなうれしい いい言葉 4年 立島 七海
- ・ ともだちの 元気な声が たからもの 4年 本間 嵩敏
- ・ こんにちは 町に元気な 花がさく 4年 吉田淳之介
- ・ おはようと 笑顔でいって いい気もち 5年 長谷川隼大
- ・ ありがとう その一言が うれしいね 5年 平尾 歩睦
- ・ 戦いは 思いやりあれば 生まれない 5年 堀 奏音
- ・ ありがとう ことばひとつで えがおになる 6年 坂田梨緒奈
- ・ いいまちに するには笑顔で あいさつを 6年 藤野 心虹
- ・ こまってる たすけてあげよう だいじょうぶ 6年 依田 那奈

中学生

- ・あいさつは 心と心が 握手する 1年 上口 歩夢
- ・つなごうよ 笑顔のバトン みんなにね 1年 須貝 玲奈
- ・気づかって 会話の中の その言葉 1年 苗代澤瀬斗
- ・気づこうよ 小さな声の SOS 2年 野上かんな
- ・文字よりも 声で伝える この気持ち 2年 本間 洸佑
- ・大丈夫 ひとりじゃないよ これからも 2年 横山夢結愛
- ・文字じゃなく 目で見て言葉で つたえなきや 3年 加藤 伶美
- ・思いやる 心大事に 日々過ごす 3年 中村 日菜
- ・「大丈夫？」 その一言が 助け船 3年 野村 咲月

作文優秀作品

小学生

- ・助ける気持ち 6年 伊藤 妃愛
- ・虐待について 6年 梅野 連衣
- ・きれいな古平に 6年 福井 羽奏



町で選ばれた優秀作品のうち、4つが北後志入賞作品に選ばれ、小学生標語の部では3年生の田口絃夏さんが銀賞を、中学生標語の部では3年生の中村日菜さんが銀賞を、2年生の横山夢結愛さんが佳作を、小学生作文の部では6年生の伊藤妃愛さんが銅賞を受賞しました。4人は7月26日に余市町で行われた「北後志住民集会」で表彰されました。

登記・相続に関するQ&A

亡くなったおじいちゃんや
建てた家が登記されていない場合

亡くなったおじいちゃんの家が登記されていない。どうしたらいいの？

合いがつかなかったり、所在不明の方がいる場合、相続人全員の法定相続持分で建物表題登記を申請することもできます。

建物の形状等を表す建物表題登記は基本的に登記申請をしなければならぬという法律があります。登記をしていない建物の場合、時間が経つにつれ所有者を証明することが困難になることがあります。例えば所有者が亡くなり、相続人の間で相続する人を決めた後も登記をしていないと、売買ができないほか、さらに相続が発生した際、所有者であることとを証明することが更に困難になってきます。今回のケースについては、次のような対応方法が考えられます。

◇お問合せ先

札幌法務局小樽支局

☎ 0134-23-3012

ホームページ

http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo

札幌司法書士会

☎ 011-272-9035

(法律相談センター予約)

※小樽市にも相談所を設けています
ホームページ

http://www.sihosyosi.or.jp/

- ① 相続人の皆さんで話し合い（遺産分割協議）、建物を相続する人を決めて、建物表題登記申請を行う方法です。この手続きには、法律で定められた建物の図面を作成し、おじいさんが所有者であったことを証明する書類や遺産分割協議書の添付等が必要となります。
- ② ①のような相続人の中での話し





大島浅海部会長から話を聴く鈴木道知事

7/16

「なおみちカフェ」で鈴木道知事来町 古平のウニ漁の説明に傾聴

鈴木道知事が北海道の市町村を訪れ、各地の特色ある取り組みを行う人に話を聴く「なおみちカフェ」で全道で初めて古平町を訪れました。

古平町では、漁協浅海部会の大島部会長が、ウニ漁の現状や養殖状況、養殖施設の必要性を知事に説明しました。また、漁協の職員が海中のウニ籠1つを引き揚げ、新鮮なウニを知事が試食すると「うまい！普段食べるウニとは全く違う」と話していました。

その後、漁協生産部を見学したり、通行人からの握手や写真撮影に応じたりして約30分間古平町に滞在しました。

7/16

貯筋運動 毎日実践し新しい自分に

7月9日から毎週火曜日に地域福祉センターでの貯筋運動が行われています。貯筋運動とは鹿屋体育大学の福永名誉教授が考案した、自分の体重を負荷に座ったままできる5種目の簡単な運動です。公益財団法人健康・体力づくり事業財団が北翔大学に依頼し行われており、町民の介護予防に役立てることが目的です。

参加者は約1時間、音楽に合わせて様々な運動に取り組みました。指導していた北翔大学の川西教授は「朝夕10回ずつ行うと見違えるように動けるようになる」と話していました。

参加者の小林イヨさんは「いい運動ができてよかった。家でも簡単な運動を実践しようと思います」と話してくれました。



熱心に貯筋運動に取り組むようす

7/17

浜町お達者クラブ「ふまねっと」 歌に合わせて縦横斜めに踏まネット

浜町のお達者クラブの活動として地域福祉センターで「ふまねっと」が行われました。「ふまねっと」とは50cm四方のマスの網を床に敷き、その網を踏まないように歩く運動です。

ふまねっとサポーターの中村安雄さん指導のもと、初めは歌ながら真っ直ぐに歩くだけでしたが、だんだんと左右斜めにと動きが複雑に。足の運びに集中するあまり歌が聞こえなくなったり、動きがわからなくなったりして、参加者の笑い声が聞こえてきました。

参加した佐々木マサ子さんは「途中から参加したけれど楽しく簡単な運動ができました」と話してくれました。



歌や掛け声に合わせて歩くようす

7/19

北海道消防操法訓練大会

張りつめた緊張感の中で



江別市の北海道消防学校で北海道消防操法訓練大会が行われました。大会には各地区12の消防団が出場し、古平消防団は後志代表として19年振りに出場し、4月から練習を積み重ねてきました。

競技内容は小型ポンプ操法で、3本のホースを延ばし10m先にある標的を倒す訓練で、スピード・規律・節度・敏捷性・チームワーク・安全性が審査されます。

古平消防団は張りつめた緊張感の中、練習の成果を発揮すべく取り組み、12消防団中5位という結果でした。

高野団長は「当初は隊員の選抜や日程調整など苦労もありましたが、出場隊員と消防職員が1つになり大きな成果をあげることができました。ご声援いただきました皆様に心から感謝します」と話していました。



消防操法訓練大会のようす

7/26

古平町商工会納涼ビアガーデン

蒸し暑さを吹き飛ばせ



古平町商工会納涼ビアガーデンが文化会館の太陽ホールで行われ、蒸し暑い中でしたが多くの町民が集まりました。

会場ではビールや焼き鳥、フランクフルトなどに列ができ、ステージ上では『小樽Sea of Grace』によるゴスペルや〇×ゲーム、餅まきなどが行われ、子どもからご年配の方までみんなが楽しんでいるようでした。

3つの日本酒から『純米吟醸酒ふるびら』を当てる利き酒大会では、出場者の回答がきれいに割れる展開に。ビンゴゲームでは1つ番号が発表されるたびに、会場内がざわつき、大変な盛り上がりを見せていました。



乾杯しながら利き酒を楽しむ参加者たち

7/30

わんぱく・たけなわ合同盆踊り体験

生歌生演奏の中輪になり踊る



小学生が所属する『少年少女わんぱく王国』と60歳以上の方が所属する『たけなわ学級』が合同で盆踊り体験をしました。

体験は正調越後盆踊り保存会の方が講師となり、参加者約20人はその動きを見て踊ってみたり、個別に教わったりしていました。また、ばちを持ち楽しそうに太鼓をたたき参加者もいました。最後にはみんなで生歌と生演奏の中、輪はるまになって踊っていました。

参加した小学4年生の齋藤暖真くんは「初めは難しかったけれど教えてもらい少し踊れるようになりました」と話していました。



正調越後盆踊りを習うようす

国や道などからのお知らせ

レンタカーを利用される方へ

- レンタカーには運転手は付いていません。
- レンタカーと運転手が一体的に提供されるサービス（レンタカー事業者が借受人に対して紹介やあつせんすることも含む）は、いわゆる「白バス」「白タク」と呼ばれる法律に違反する行為です。利用しないでください。
- レンタカー会社は、車を借りること以外（例えば、借りた車両をレンタカー会社の社員等（レンタカー会社が紹介・あつせんする者を含む）が運転するなど）のサービスは受けられません。
- レンタカーを借りた場合には、車を借り受けた利用者自身が運転しなければなりません（※）。
- ※車を借り受けた利用者が、自らの意志で他の人に運転を依頼することはできませんが、この場合、実際に運転する人の氏名等をあらかじめレンタカー会社へ申告しておく必要があります。
- 違法な「白バス」「白タク」を利用して事故に遭った場合、適切な損害賠償がなされず、治療費などの金銭的損害額を利用者自身が全額負担しなければならぬ可能性もあります。
- 運転者付きマイクロバスの手配は、

国土交通大臣の許可を受けた貸切バス事業者を利用しましょう。

○道路運送法の許可を受けた貸切バス事業者の車両には「緑ナンバー」（※緑字白字又は白地緑字緑外枠）が付いています。

○道路運送法の許可を受けた貸切バス事業者には「領収証」や「運送引受書」（運行の経路、貸切バス事業者の住所・連絡先等、運賃及び料金の額などを記載した書類）などの関係書類を利用者へ交付することが義務付けられており、口約束のみで運行を行うことはありません。

◇お問合せ先

国土交通省北海道運輸局
札幌運輸支局

☎ 011-731-7167

アイヌの方々からの様々なご相談をお受けします

全国のアイヌの方々のための電話相談を行っています。日常生活の困りのこと、嫌がらせ、差別など何でもご相談ください。

○受付日時 平日 9〜17時要予約

○その他 無料 匿名可 秘密厳守

☎ 0120-771-208

◇お問合せ先

公益財団法人人権教育啓発推進センター

東京都港区芝大門2-10-12 4階
☎ 03-5777-1803

各種自衛官を募集します

自衛官候補生、防衛大学校学生、防衛医科大学校医学科学生、防衛医科大学校看護学科学生を募集します。

◇お問合せ先

自衛隊札幌地方協力本部
小樽地域事務所

小樽市稲穂2-22-4樽石ビル2F
☎ 0134-2215521

北しりべし福祉まつり

「地域共生社会」の理解に向けた普及啓発活動や福祉事業所によるドーナツや小物などの販売を行います。

○日時 9月7日(土)10〜14時

○場所 道の駅スペースアップよ

いち交流広場

◇お問合せ先

北しりべし福祉まつり実行委員会
☎ 0135-4815900

お子さんの気になる点はありませんか？

巡回児童相談は、北海道中央児童相談所の「児童福祉司」と「心理判定員」によるこどもの発達や関わり方に関する相談ができます。お子さんの成長のことで気になることがあります。もしも気になったらお気軽にご相談ください。

●こんなことが気になったら相談！
ことばが気になる

発音、話し方、吃音、ことばの遅れ、独り言など

●発育や発達の様子が気になる
視線が合わない、こだわりが強い、年齢に合った遊びができないなど

●落ち着きのなさや行動が気になる
落ち着いて座ってられない、常にそわそわしている、飛び出す、暴力的などところがあるなど

●他の子とうまく遊べない
人とのやり取りが苦手、人の輪に入れないなど

●しつけについて困っている
●学校や幼児センターへ行きながら入らない

※これら以外にも様々な相談を受けつけています。

〜巡回児童相談は申込が必要です〜

○実施日・場所

令和元年11月13日(水)

古平町文化会館

令和元年11月14日(木)

積丹町総合文化センター

○申込期間

9月6日(金)まで

※申し込み状況によっては、別日及び別会場となる場合があります。

※指定日時及び申し込み期間以外でも相談は可能です。まずはお問い合わせください。

◇お問合せ先

役場保健福祉課
保健医療係（元氣プラザ内）

☎ 42-2182（内線12）



本の海より

～図書館ボランティア活動記④～

図書館ボランティアの活動が開始してから8月で1年が経ちました。

文化会館図書室やB&G海洋センター内図書コーナーの季節を感じさせる装飾はお楽しみいただいているでしょうか。装飾の他にも、絵本のクリーニングや壊れた本の修繕の仕方を学ぶなど、図書を長持ちさせるために大切な作業もボランティアの方にお手伝いいただいています。

また、現在図書館ボランティアでは「布絵本」の制作を行っています。フェルトで動物を作り縫いつけて



かわいい動物たちが登場する布絵本です♪

いく作業は、簡単かと思いきや、とても細かな作業でみなさん集中して針を動かしています。完成した「布絵本」は乳幼児健診時に行われるブックスタートや文化会館図書室でお披露目できればと考えていますのでどうぞお楽しみに！

文化会館図書館

●開室日時

月～金曜日
(祝日を除く)

午前9時～午後5時

司書：月曜日午前

水曜日午前

木曜日午後

金曜日午後

●貸出冊数

1人5冊まで

●貸出期間

2週間

▼お問合せ先

町教育委員会

☎42-2590

いきいき・ほのぼの文芸

古平町岬短歌会

今日もまた畑の手入れ面白し伸びくる野菜喜びくれる

泉 清三

余りにも知ら無さ過ぎる町の道わがこと乍ら呆れ恥ずかし

今 泉 べル

歩み止め見上げる滝のすさまじさ水のしづきの涼しさ嬉し

小山内 いお子

爽やかな空にほっかり綿雲が風と戯れ時空を駆ける

金子 寿子

穏やかなみどり輝く令和元年喜び乍らわれは生きゆく

坂本 信子

晴れるでも曇るでもなく一日の終りの頃はやゝ蒸し暑く

鈴木 時子

都会では鳥の声こそ聞かれぬが朝の雲囲気違った感じ

田中 香苗

来る時代も穏やかな世を願ひつつ昭和平成遠くなりたり

寺田 カツ子

雨も止みガーデニングの花々は青空の下笑ふがに咲く

玉谷 美都子

太陽に向かひ煌めく海原へ夏のウニ漁磯舟競う

佐々木 とも子

古平俳句会

風に色水にも色や今朝の秋

まあまあと一献注がれ時は盆

沖風に流るる雲や浜の秋

手を打ってリズムは脚よ盆踊り

急行を待ちし鈍行旅の秋

ポウルペン時には止まり盆の歌

渡辺 嘉之

ふるさとに銘酒生れて月の宴

仲谷 比呂古

盆の月湾の暗さに佇ずめり

室谷 弘子

この島に馴れねばならぬ人の秋



幼児センター親子レクレーション

7月19日、幼児センターの親子レクレーションがB&G海洋センターで行われました。クラスごとに写真を撮影後、五十嵐所長が「短い時間ですが、親子で触れ合ってくださいとたくさん楽しんでいってください」と挨拶。競技は、磁石のついた釣竿で釣った魚をペンギンの口に入れる『ペンギンもぐもぐリレー』や、親子2人で1つの大きな海水パンツを履きそのスピードを競う『で海パンリレー』などが行われました。親が目隠した子を誘導し行う『スイカ割り』では、子どもが目隠しをめぐってしまったり、左右がわからなかったりと笑い溢れるレクレーションとなりました。参加した渡部さん親子は「子どもの成長が見られて楽しかったです」と話してくれました。



ふるびら 元気っ子

町内に住む満1歳になる子どもを紹介します。今月号は8月に誕生日を迎えた子どもです。



たかはし 高橋 えまちゃん
8月14日生
保護者 生さん
(浜一) 聖子さん

聖子さんより

食べること、外に出ることが好きな女の子です。

町の人口と世帯数

	前月比
人口 3,000人	(-4)
男 1,419人	(-4)
女 1,581人	(0)
世帯数 1,705世帯	(-4)
外国人 49人	(-2)
男 6人	(0)
女 43人	(-2)

令和元年7月末日現在
住民基本台帳人口



ご冥福をお祈りいたします

氏名	年齢	死去月日	町内
高橋 英子さん	84歳	7・13	清住
岡崎 イチさん	93歳	7・25	沖町
外山 三男さん	91歳	7・25	あけぼの
工藤 浩三さん	58歳	7・26	旭町

◎現金

50,000

北海道サンライネスター会

代表 伊藤和雄

(札幌市)

ご寄付いただき誠に
ありがとうございました(敬称略)